

## 指定管理者制度の改革を (現状のままで十分)

にするために条例並びに規則の見直しを求めたい。具体的には指定管理者制度導入の本町独自の基本方針、並びに公募時期・選定期間・選定基準を条例に明記すべきではないか。

また、選定構成員は該当施設を利用されている住民の方や学識経験者等を含めた構成で、公正かつ公平な意見の掌握を行うことが適任者の選定に適すると思うが見直す考えはないか。

次に公募と非公募があるが、総務省はすべて公募が望ましいとしている。非公募でやるとするならば、その判断基準を明確にすべきではないか。

最後に選定委員会の協議内容・審議内容の公開、並びに協定書締結後の協定書の公開など情報公開が信頼される行政運営の姿と思うが、情報公開についてどう考えているのか。

**町長** 指定管理者制度の根拠は、地方自治法に委ねており、基本方針を別段規定する必要はない。また、公募時期や選定期間については画一的に規

定することは施行規則にそぐわなく、公募要領に基づいて公告している。選定基準は同様に公の施設の管理する内容が違っているので、最も適当と認める団体を選定しており、その選定には選定委員会において行なっている。

選定委員会の構成員に公平な意見掌握の為、第三者を入れてはという提案だが現在副町長、教育長、役場課長職8名で構成されており、公正な立場で厳正に指定申請書の審査や申請者からの意見聴取等を行って候補推薦をしております。現規定で充分と判断している。

次に公募・非公募の判断は選定委員会にて決定している。確かに総務省通知では透明性が求められることから、公募が望ましいとされているが、非公募がダメとは自治法改正当初からなっていない。非公募にする一般的判断基準としては、指定取り消しなどにより緊急に選定しなければならぬ場合、民間事業者の応募がない場合、従前公募により選定された指定管理者が再指定を希望する場合、一定条件、即ち指定管理状況が優

良であったと認められる場合などがある。

最後に情報公開については、積極的公開は義務付けられていないものの、希望があれば町情報公開条例に基づき適正に対応していく。



樋坂 里子 議員

## は 国民健康保険の広域化

**質問** 国保を市町村の運営から、都道府県ごとの運営に変える広域化が国保法改正で急浮上している。国保の広域化についてどのように考えているか。

**町長** 本年5月の国保の改正で、北海道は、国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化を推進するため市町村に対する支援の方針を策定することができるとなった。

12月8日付け、厚生労働省高齢者医療制度改革会議の最終報告案は、平成30年度を目標に国保の都道府県単位化する方針が打ち出された。

本町は、高齢化の進行とともに医療費も増加しており、国保財政がひっ迫している。財政状況を考慮すると、国保の広域化は、近い将来さけて通ることができない不可欠なものであると考える。

**質問** 北海道の広域化支援のアンケート調査への回答は。

**町長** 本町からの回答は、加入している空知中部広域連合として回答している。

事業運営の広域化に対する意見として、広大な面積と地域事情や財政状況を異にする多数の自治体（179市町村）を抱える北海道においては、国保を一保険者で運営することは極めて困難であり、医療給付と負担について地域住民の